

特集 3

みんなで防ごう！障害者虐待

障害者虐待防止法が施行されました

「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない」

障害者虐待防止法とは

10月1日から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」）が施行されました。

これは虐待によって障害者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぎ、安定した生活や社会参加を助け、障害者の家族など養護者を支援し、虐待を防止するための法律です。

※養護者とは 障害者の身の世話を身体介助、金銭の管理などを行う家族、親族、知人、同居人などをいいます。

対象となる障害者

身体障害、知的障害、発達障害を含む精神障害、そのほか心身の機能障害がある人で、障害や社会的障壁によって日常生活や社会生活に制限を受ける状態にある人をいい、障害

者手帳を取得していない場合や18歳未満も含まれます。

障害者虐待の種類

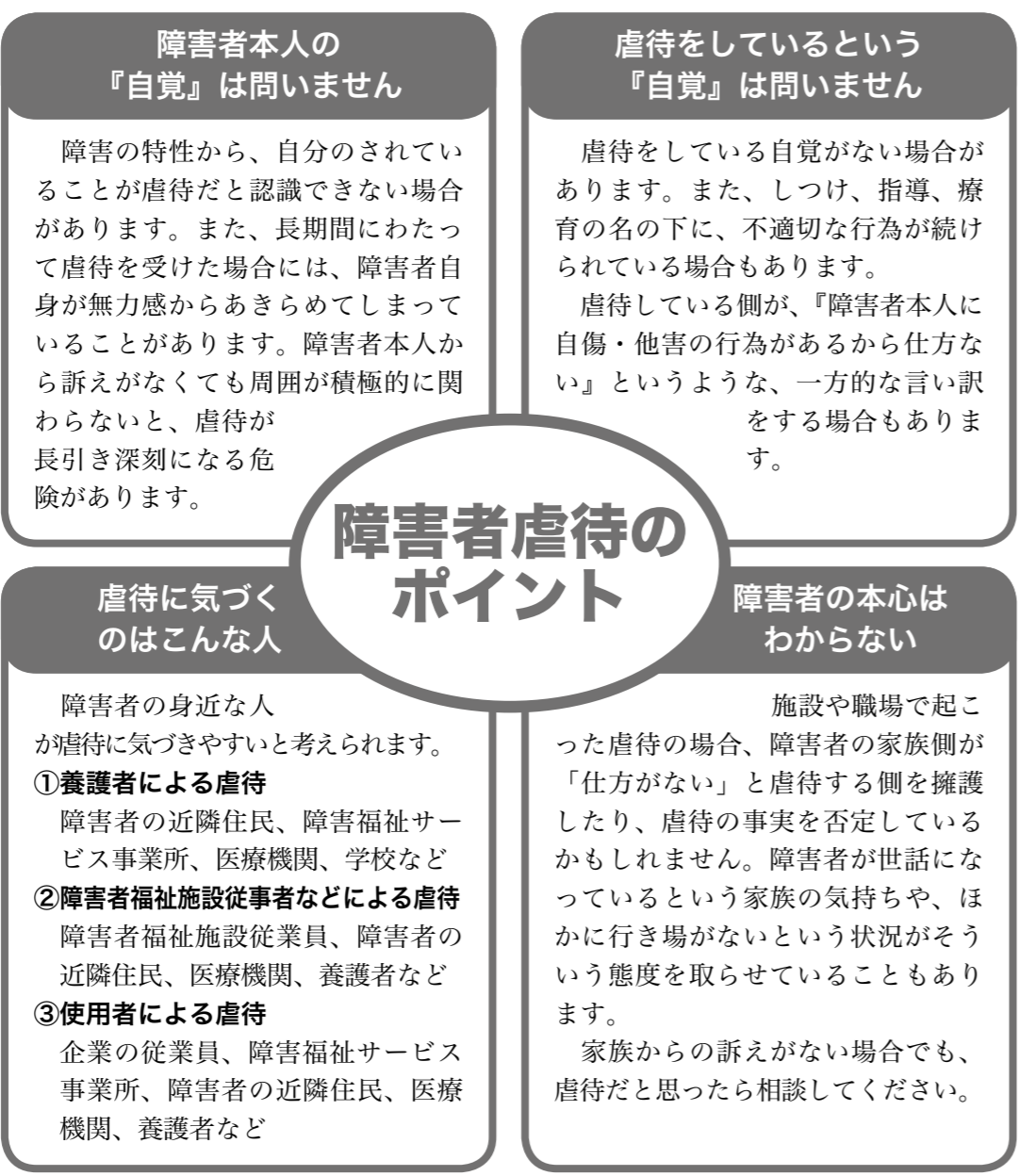
- ①養護者による虐待
- ②障害者福祉施設従事者などによる虐待
- ③使用者による虐待
障害者を雇用する事業主、従業員などによる虐待

通報義務があります

虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合、速やかに市町村へ通報することが義務付けられています。通報者の個人情報等は守秘義務により守られますので、『もしかしたら』と思ったときは、ためらわずに通報してください。

こんなことが虐待になります

- 身体的虐待** 暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与えること。正当な理由もなく身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身動きがとれない状態にすること。
- 性的虐待** 障害者に無理やり、または同意しているとみせかけて、わいせつなことをしたり、させたりすること。
- 心理的虐待** 脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的な苦痛を与えること。
- 放棄・放置** 食事や排せつ、入浴、洗濯など身の世話を介助をほとんどしないこと。必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせないこと。
- 経済的虐待** 本人の同意を得ずに、あるいはだまして、財産や年金、賃金を使うこと。また、本人に理由もなく金銭を与えないこと。



障害者本人の『自覚』は問いません

障害の特性から、自分のされていることが虐待だと認識できない場合があります。また、長期間にわたって虐待を受けた場合には、障害者自身が無力感からあきらめてしまっていることがあります。障害者本人から訴えがなくても周囲が積極的に関わらないと、虐待が長引き深刻になる危険があります。

虐待をしているという『自覚』は問いません

虐待をしている自覚がない場合があります。また、しつけ、指導、療育の名の下に、不適切な行為が続けられている場合もあります。虐待している側が、『障害者本人に自傷・他害の行為があるから仕方ない』というような、一方的な言い訳をする場合もあります。

虐待に気づくのはこんな人

障害者の身近な人が虐待に気づきやすいと考えられます。

- ①養護者による虐待
障害者の近隣住民、障害福祉サービス事業所、医療機関、学校など
- ②障害者福祉施設従事者などによる虐待
障害者福祉施設従業員、障害者の近隣住民、医療機関、養護者など
- ③使用者による虐待
企業の従業員、障害福祉サービス事業所、障害者の近隣住民、医療機関、養護者など

障害者の本心はわからない

施設や職場で起こった虐待の場合、障害者の家族側が「仕方がない」と虐待する側を擁護したり、虐待の事実を否定しているかもしれません。障害者が世話になっているという家族の気持ちや、ほかに行き場がないという状況がそういう態度を取らせていることもあります。家族からの訴えがない場合でも、虐待だと思ったら相談してください。

虐待の通報と相談ダイヤル ☎42-1807

虐待に気づいたら

速やかに通報してください

虐待の早期発見や防止には、皆さんの協力が必要です。虐待かなと思ったら速やかに通報をお願いします。

虐待してしまったら

ひとりで悩まずに相談してください

虐待をしている側の養護者などを単に加害者と考えがちですが、養護者などが支援を必要としていることがあります。介護疲れや障害への知識不足、家族間の人間関係や経済的状況、近隣との関係などさまざまな問題が虐待の背景にあることがありますので、悩んでいる場合はご相談ください。

障害者虐待に関する相談・通報・届出窓口 **市・社会福祉課** ☎42-1807 ☎43-8778 syakaifukushi@e-rumoi.jp

特集 3

虐待かな？と思ったら、ためらわずに通報を！

社会福祉課 ☎42-1807 (本庁舎1階)